

滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）において研究成果を修得しようとする者（以下「特別研究員」という。）の受入に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別研究員)

第2条 特別研究員は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者の中から、琵琶湖博物館長（以下「館長」という。）が承認した者とする。

- (1) 研究能力があり、基礎的な知識および技術を有すると認められる者
- (2) 博物館の研究テーマに関わる研究を行う者
- (3) 博物館の研究活動や博物館事業に貢献する者

(受入期間)

第3条 特別研究員の受入期間は、1月以上1年以内とする。ただし、研究内容により、受入期間延長の申し出があり、館長がこれを承認した場合は、この期間を延長することができるものとする。

(手続き)

第4条 特別研究員として受入を希望する者は、特別研究員受入申請書（別記様式1・2）を、受入を希望する日の30日前までに館長に提出するものとする。

- 2 本務先が別にある者は、本務先の承認書類を提出するものとする。
- 3 申請時に1年を超える期間の受入を希望する者は、受入を希望する前年度の4月10日までに申請書を館長に提出するものとする。

(承認)

第5条 館長は、前条の定めるところにより特別研究員受入申請書の提出があったときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて面接を行い、博物館の業務量等を勘案し、可能な範囲において受入体制の調整を行い、適当と認めた場合は、申請者に対し承認通知（別記様式3）を行うものとする。

(研究方法等)

第6条 特別研究員は博物館学芸員の助言・指導を受け、博物館の業務に支障を与えない範囲において、自主的に技術の習得または研究に努めるものとする。

- 2 特別研究員の服務は職員に準ずるものとし、博物館の規律を守らなければならない。
- 3 特別研究員として行った研究を発表する場合、所属に当館の特別研究員であることを明記することとする。
- 4 特別研究員は琵琶湖博物館研究セミナーでの発表、業績の届け出、研究成果物の提出を行わなくてはならない。

(守秘義務)

第7条 特別研究員は、特別研究員として在館中に知り得た博物館の研究途上の成果等を他に漏らしてはならない。特別研究員を退いた後も同様とする。

(経費の負担等)

第8条 特別研究員の研究等に要する経費については、博物館は負担しないものとする。

- 2 特別研究員の故意または過失により、博物館の施設および機械器具等を破損または滅失したときは、当該特別研究員がその損失を賠償するものとする。
- 3 特別研究員の研究期間中における被災、事故については博物館はその責を負わない。

(承認の取消)

第9条 特別研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、館長はその者に対する第5条の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 博物館の規律に従わないとき
- (2) 特別研究員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 正当な理由なしに研究をしなくなったとき

(4) 研究等を遂行する見込みがないと認められるとき

(証明)

第10条 館長は、特別研究員が特別研究員として博物館での在館証明を願い出たときは、特別研究員在館証明書(別記様式4)により証明することができるものとする。

(施設利用)

第11条 特別研究員はその研究を遂行するのに必要な施設を、博物館の業務に支障を与えない範囲において利用することができる。ただし、受入時に申請した施設以外の施設を利用する場合は、別に定める研究施設利用に関する内規に従い申請し、承認を受けるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、館長が別に定める。

付則

この規程は平成13年1月1日から施行する。

この規程は平成14年3月1日から施行する。

(第2条第1項第1号改正, 同第2号改正, 同第3号追加, 第3条改正, 第4条第2項追加, 第11条第1項改正)

この規程は平成29年1月1日から施行する。

(第4条第1項別記様式1改正)

この規程は平成30年1月1日から施行する。

(第4条第1項別記様式1改正、第4条第1項別記様式2追加)

この規定は令和3年8月1日から施行する。

(第4条第2項追加、同第3項改正、第6条第3項追加、別記様式1、3改正)

年 月 日

滋賀県立琵琶湖博物館長 殿

申請者 住所
氏名 印
連絡先 電話：
e-mail：
(所属)

特別研究員受入申請書

滋賀県立琵琶湖博物館特別研究員受入規程に基づき、下記のとおり貴博物館の特別研究員として受入くださいますよう、申請いたします。

1. 研究課題 [Title of project]
2. 申請者の専攻 [Field of specialization of applicant]
3. 受入希望期間 [Proposed term of appointment] 年 月 日 から 年 月 日 まで
4. 使用希望施設、研究備品など [Required research facilities instruments, etc.]
5. 受入担当者 [Contact person within the museum]
6. 琵琶湖博物館による科学研究費補助金の研究者番号の交付を希望するか [Do you want a Researcher Number in order to apply for JSPS "Kakenhi" grants? Yes or No.] はい (Yes) / いいえ (No) ※該当する方に○をつける。継続の場合は「はい」とする。別記様式 2 参照。

7. 研究の目的 [Research aim(s)/goal(s): state in detail what you intend to study, discover, clarify or explain, or report upon.]

8. 琵琶湖博物館の研究にどのように貢献するか（継続して申請する場合は、継続を必要とする理由、および前年度までの実績との関連を説明してください）

[Explanation of appropriateness of this museum for your project, and how it will complement ongoing research programs here (If applying for the renewal of a current appointment, please explain the necessity for the renewal, with particular reference to activities and accomplishments made during your present and previous terms of appointment)]

9. 研究計画 [Research plan]

10. 研究業績（新規申請の場合、研究課題に関連する過去5年間の業績を、新しいものから順に記載。継続申請の場合は、当該年度のみ業績とする。別刷りまたはコピーを5編以内添付）

[List of research accomplishments related to the proposed research topic (research publications, presentations at meetings awards, etc. from the past 5 years, presented for each category in order from most recent to past). If applying for renewal of a current appointment, only list last year's research results. Attach reprints or copies of no more than five publications related to the proposed research.]